

太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(1)立地・土地利用関連

※出力容量当りの土地面積を、1kW当り20m²(500kW当り1ha)とした

関係法令 【主なリンク先】土地利用 ハンドブック(福島県HP)	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	土地・開発区域等の面積 / (太陽光発電システム出力容量の目安※)										問合せ先 (提出先)	《参考資料》 【リンク先】			
			0m ² ～ (0kW)	300m ² ～ (15kW)	1,000m ² ～ (50kW)	2,000m ² ～ (100kW)	3,000m ² ～ (150kW)	5,000m ² ～ (250kW)	1ha～ (500kW)	4ha～ (2.0MW)	5ha～ (2.5MW)	50ha～ (25MW)			100ha～ (50MW)		
国土利用計画法	土地取引 (土地売買、 使用賃借権設定等)	注1)現在、福島県内で 「注視区域・監視区域」 の指定はない	市街化区域			2,000m ² 以上									(県)地方振興局 企画商工課 地域づくり・ 商工労政課	国土利用計画法 (総務省ホームページ)	
			都市計画区域(上記を除く)				5,000m ² 以上							届出[契約日の6週間前]			
			その他の区域							1ha以上							
		注視区域・ 監視区域外	市街化区域			2,000m ² 以上											
			都市計画区域(上記を除く)				5,000m ² 以上										届出(事後)[契約日から2週間以内]
			その他の区域							1ha以上							
福島県大規模土地 利用事前指導要領	大規模な土地利用・開発行為 (土地の形質変更等)	農転許可を要する農地を含む場合										4ha超		事前協議願 [処理期間:12週間程度]	(県)地方振興局 企画商工課 地域づくり・ 商工労政課	福島県都市計画法の開 発許可事務の処理に関 する要領[PDF]	
		その他の場合										5ha以上					
都市計画法	開発行為(主として建築物の 建築、特定工作物の建設等 を目的とする開発行為) ※太陽光発電設備は、原則「建 築物」に該当しないので、開発 許可は不要	線引き都市 計画区域	市街化調整区域												(県)建設事務所 総務部行政課 (市町村) 開発許可担当課	開発許可制度について (福島県HP) 開発許可制度の手引 (福島県)	
			市街化区域			1,000m ² 以上								許可[行為着手前]			
		非線引き都市計画区域・ 準都市計画区域 注2)						3,000m ² 以上									
		その他の区域										1ha以上					
農業振興地域の整備に 関する法律<農振法>	農用地区域からの除外 (農地転用の用途等)	農用地区域内の農地		申出[行為着手前]										(県)農林事務所 企画部 指導調整課 (市町村)農振法担当課	農地法関係事務処理の 手引(福島県HP) 農地転用等の制限 (福島県)[PDF] 支柱を立てて営農を継続 する太陽光発電設備等 についての農地転用許可 制度の取扱いについて (農水省HP) 高農型発電設備の農地 転用について(福島県 HP)		
		農地転用 (農地の転用目的での権利 移動等)	市街化区域内の農地		届出[処理期間:40日間以内]												
			市街化区域外	第3種農地	許可[処理期間:40日間以内]												
				第2種農地	許可(条件付)[処理期間:40日間以内]												
				第1種農地/甲種農地 /農用地区域内農地	《原則、不許可》												
農地一時転用(ソーラーシェアリング:農地に支 柱を立てて、営農を継続しながら設備設置)	第1種農地/甲種農地 /農用地区域内農地	許可(一時転用) ※転用期間3年(3年毎の更新必要)															
森林法(保安林)	開発行為(土石・樹根の採 掘、開墾等の土地形質変更) 保安林の指定解除(森林以 外の用途に転用)	保安林		《原則、不許可》										(県)農林事務所 森林林業部 森林土木課	民有保安林の状況 (福島県)[PDF] 林地開発許可制度の実 施(福島県HP)		
		解除申請[行為着手前]															
森林法(地域森林計画 の対象民有林)	開発行為(土石・樹根の採 掘、開墾等の土地形質変更) 木竹の伐採等	地域森林計画の対象民有林 (保安林を除く) ※「国有林/保安林」以外のほとんどの 森林が該当										1ha超		許可[処理期間:40日間以内]	(市町村) 林務担当課	伐採及び伐採後の造林 の届出制度(林野庁HP)	
		届出[行為着手30日前]															

太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(1)立地・土地利用関連

関係法令 【主なリンク先】 土地利用ハンドブック(福島県HP)	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	土地・開発区域等の面積 / (太陽光発電システム出力容量の目安※)										問合せ先 (提出先)	《参考資料》 リンク先			
			0m2～ (0kW)	300m2～ (15kW)	1,000m2～ (50kW)	2,000m2～ (100kW)	3,000m2～ (150kW)	5,000m2～ (250kW)	1ha～ (500kW)	4ha～ (2.0MW)	5ha～ (2.5MW)	50ha～ (25MW)			100ha～ (50MW)		
河川法	開発行為 (土地の形状変更等)	河川区域/河川保全区域 (主に、堤内地から50m以内で規定)	許可 [行為着手前]											(県)建設事務所 総務部 行政課 (県)土木事務所 総務課	河川法 (総務省ホームページ)		
海岸法	開発行為 (土地の形状変更等)	海岸保全区域/ 一般公共海岸区域													海岸法 (総務省ホームページ)		
道路法	新規通路の取付工事、歩道 切下げ・ガードレール撤去等	一般国道・県道(指定区間/指定区間外)、 市町村道	承認申請[行為着手前(4日～20日前)]											(県)建設事務所 (県)土木事務所	道路工事設計等承認申請 (福島県HP)		
航空法	高さ制限(工事中含む)、 パネルによる反射影響等	空港周辺 (空港毎に規定される「制限表面」以下)	事前問合せ・協議 [工事開始前]											東京航空局 福島空港出張所	関連する法令・規制/航空法 (国交省HP)		
建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)	土木・建築工事等を実施	鉄道線路/高速道路の近接した場所 (100m内)												鉄道会社(JR等)/ 高速道路会社(JH等)	建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) [PDF]		
工場立地法	太陽光発電施設を付設・増設する場合	既に特定工場の規模を有している工場	工場建築物の建築面積 【工場建築物の建築面積】3,000m2以上											届出(変更届出) [工場開始90日前]	(県)商工労働部 企業立地課 (市町村) 企業誘致担当課	工場立地法施行令の一部改正(経産省) 工場立地法等 届出の概要 (福島県HP)	
1-2) 景観・環境保全																	
福島県景観条例(景観形成重点地域)	開発行為 (土石・樹根の採掘、開墾等の形質の変更等)	県の景観形成重点地域	300m2超											(県)地方振興局 県民環境部 県民生活課 (市町村) 景観担当課	福島県景観行政の概要と景観関係法令 (福島県HP) 景観法及び福島県景観条例に基づく届出の手引き (福島県)[PDF]		
福島県景観条例(景観計画区域)		県の景観計画区域		3,000m2超											届出[行為着手30日前]		
市町村による景観条例		7市2町1村の指定区域 注3) 注3) 福島市/会津若松市/郡山市/いわき市/白河市/ 二本松市/大玉村/只見町/三春町/喜多方市		3,000m2超													
土壌汚染対策法	開発行為(土地の掘削、形質の変更等)				3,000m2超										届出[行為着手30日前]	(県)地方振興局 県民環境部 環境課 (福島市/郡山市/いわき市) 担当課	
福島県環境影響評価条例	大規模な事業(土地の形状変更、工作物の新設等)											50ha以上			届出又は環境アセス実施手続	(県)生活環境部 環境共生課	環境影響評価の概要 (福島県HP)
1-3) 自然・文化財保護																	
自然公園法(国立・国定公園)		特別地域/特別保護地区														自然公園における行為規制(福島県)[PDF]	
福島県立自然公園条例		特別地域/普通地域														自然公園等の区域(福島県)[PDF]	
福島県自然環境保全条例	工作物の新築等、 木竹の伐採、 土地の形状変更 等	自然環境保全地域(特別地区/普通地区)/ 緑地環境保全地区	許可または届出[行為着手前]													自然環境保全地域(福島県HP)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		鳥獣保護区特別保護地区														鳥獣保護区(福島県)	
福島県野生動植物の保護に関する条例		監視地区/管理地区/立入制限地区														野生動植物の保護に関する条例(福島県)[PDF]	
文化財保護法(国指定史跡名勝天然記念物)	国/県の史跡名勝天然記念物に何らかの変更を招来する行為等	国/県の指定区域(その周辺部が対象の場合有り)	許可 [行為着手前]													(県)教育庁 文化財課	
福島県文化財保護条例																(市町村) 教育委員会 文化財保護 行政担当課	ふくしまの文化財 (福島県HP)
文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地発掘)	周知の埋蔵文化財包蔵地に何らかの変更を招来する行為等	当包蔵地の地区(その周辺部が対象の場合有り)	届出・通知(⇒指示・勧告) [行為着手前]														
文化財保護法(埋蔵文化財等の発見届出)		出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見したとき															

太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(1)立地・土地利用関連

※出力容量当りの土地面積を、1kW当り20m²(500kW当り1ha)とした

関係法令 【主なリンク先】土地利用 ハンドブック(福島県HP)	主な行為・状態	地域・区域・区分・範囲	土地・開発区域等の面積 / (太陽光発電システム出力容量の目安※)										問合せ先 (提出先)	《参考資料》 【リンク先】	
			0m ² ～ (0kW)	300m ² ～ (15kW)	1,000m ² ～ (50kW)	2,000m ² ～ (100kW)	3,000m ² ～ (150kW)	5,000m ² ～ (250kW)	1ha～ (500kW)	4ha～ (2.0MW)	5ha～ (2.5MW)	50ha～ (25MW)			100ha～ (50MW)
1-4) 防災															
砂防法	*工作物の新築・改築・移転	砂防指定地域												(県)建設事務所 総務部 行政課	福島県砂防護トップ (福島県HP)
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	*土地の掘削・盛土・切土等の土地の形状変更 *土石の採取・集積・立木竹の伐採	急傾斜地崩壊危険区域	許可 【行為着手前】												
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <土砂災害防止法>	特定開発行為(住宅分譲等)	土砂災害警戒区域													
地すべり等防止法	*のり土(長3m以上)、切土(高2m以上)の行為 *施設・工作物の新築・改良 *地すべり防止阻害、助長、誘発の行為	地すべり防止区域											(土木) 上記に同じ 【農地・林地】 (県)農林事務所 担当部課	地すべり防止区域 (福島県)【PDF】	
1-5) 工事・作業															
騒音規制法	*特定建設作業、	13市6町2村 の指定区域 注4)												(市町村) 環境担当課 〔郡山市環境 保全センター/ いわき市環境 監視センター〕	騒音・振動・悪臭 (福島県HP)
福島県生活環境の保全等に関する条例	*騒音指定建設作業 (くい打機・くい抜機/さく岩機/パワーショベル/ ブルドーザー等による作業)	上記以外 の指定区域	届出【作業開始7日前】												
振動規制法	*区域・時間帯毎に規制基準有り	12市3町1村 の指定区域 注5)													
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <建設リサイクル法>	特定建設資材を用いた一定規模以上の建築物・工作物等の工事	*特定建設資材：コンクリート、アスファルト、木材等 *工事：解体、新築・増築等 *工事費用(他の工作物)：500万円以上	【工事費用】 500万円以上	届出【工事着手7日前】									(県)建設事務所 建築住宅課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (福島県HP)	
注4) 注5)の市町村に加えて、 田村市/柳津町/会津美里町/泉崎村/富岡町															
注5) 福島市/会津若松市/郡山市/いわき市/白河市/ 須賀川市/喜多方市/相馬市/二本松市/南相馬市/ 伊達市/本宮市/鏡石町/西郷村/矢吹町/石川町															

注意事項

- ◆本内容はあくまで参考情報であり、当センターがこれらを保証するものではありません。
- ◆太陽光発電の導入・設置に係る関係法規・手続き等のすべてを網羅している訳ではありません。
(導入・設置後には、法人税・所得税、固定資産税などの税金関連の手続き等があります。)

※本資料は平成26年に福島県再生可能エネルギー推進センター(特定非営利活動法人超学際的研究機構)によって作成されたものです。